

2024年度立入検査の実施状況及び 2025年度立入検査の重点について 【報告】

2025年3月19日

産業保安・安全グループガス安全室

1. 2024年度 立入検査の実施状況（保安）

1. 本省

経済産業省本省の2024年度立入検査は、2024年4月1日～2025年2月28日の間に、

- ① 前回の立入検査実施から相当期間を経過している事業者
- ② 法令遵守状況を確認する必要がある事業者

を対象として、**6事業所に対して立入検査を実施**した。

2. 産業保安監督部

経済産業省産業保安監督部の2024年度立入検査は、2024年4月1日～2025年1月31日までの間に、おおむね本省と同様の考え方で対象事業者を選定し、産業保安監督部において、**75事業所に対して立入検査を実施**した。

【立入検査重点事項】

<保安業務に関する事項>

- ① 保安業務に係る委託業務の内容
- ② 保安業務の実施状況（業務主任者の職務の実施状況を含む）
- ③ 緊急時対応の体制
- ④ 他工事対策等の周知状況
- ⑤ 燃焼器等の消費設備調査の実施状況

<販売事業に関する事項>

- ⑥ 保安機関の連絡先の通知状況に関する確認
- ⑦ L P ガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
- ⑧ 貯蔵施設、供給設備等に係る基準適合義務等の遵守状況
- ⑨ 容器等の流出防止措置の対応状況（※省令改正による措置期限に対応し追加）
- ⑩ 販売の方法の基準の適合状況（省令改正した取引適正化に関する事項についての対応は資源エネルギー庁・各経済産業局で実施）

2. 2024年度 立入検査の結果（保安）

- 経済産業省本省及び産業保安監督部において、2024年度の立入検査重点事項に基づき検査を行ったところ、**主な指摘と改善すべき事項は次のとおり。**

①保安業務に係る委託業務の内容に関する事項

- 保安業務を委託する上で締結する書面について、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「液化石油ガス法」という。）第28条に基づき記載すべき項目（一般消費者等の氏名、住所等）の記載不備

②保安業務の実施状況に関する事項

- 供給設備点検において、バルク貯槽の接地（アース）が適切に行われていないところ、点検結果を良と判定
- 保安業務用機器（ガス検知器）の校正の未実施

③緊急時対応の体制に関する事項

- 保安業務資格者の配置に関する不備（告示で定める最低確保人数より不足）

⑦LPガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況に関する事項

- 消費機器調査を行った結果の記載不備

⑧貯蔵施設、供給設備等に係る基準適合義務等の遵守状況に関する事項

- 配管の腐しよく防止措置、バルク貯槽の接地等が適切に行われていない等の技術基準不適合

※ 上記の他、液化石油ガス法第7条に規定されている標識のウェブサイトへの非掲示、事故報告等の届出の提出漏れの指摘があった。

- また、上記指摘については、**改善指示書等にて改善措置及び再発防止策作成等の指示を行った。**

3. 2025年度 立入検査の重点事項（保安）

2025年度の立入検査においては、

- ✓ 2024年度に実施した立入検査での指導内容の実績
- ✓ 2024年に発生したLPガス事故の特徴

を踏まえ、引き続き、次に掲げる事項を重点的に確認することとする。

なお、近年の指摘事項として、保安業務に関する不適切な事例や、LPガス販売事業者等が備える帳簿への記載が不十分な事例等が見受けられたことから、特に「② 保安業務の実施状況（業務主任者の職務の実施状況を含む）」及び「⑦ LPガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況」について詳細に確認することとする。

また、2024年度重点事項のうち、「⑨ 容器等の流出防止措置の対応状況」を「⑧ 貯蔵施設、供給設備等に係る基準適合義務等の遵守状況」に統合する。

【2025年度立入検査重点事項】

<保安業務に関する事項>

- ① 保安業務に係る委託業務の内容
- ② **保安業務の実施状況（業務主任者の職務の実施状況を含む）**
- ③ 緊急時対応の体制
- ④ 他工事対策等の周知状況
- ⑤ 燃焼器等の消費設備調査の実施状況

<販売事業に関する事項>

- ⑥ 保安機関の連絡先の通知状況に関する確認
- ⑦ **LPガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況**
- ⑧ 貯蔵施設、供給設備等に係る基準適合義務等の遵守状況
- ⑨ 販売の方法の基準の適合状況（取引適正化に関する事項についての対応は資源エネルギー庁・各経済産業局で実施）